

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が、休日
に、は、そ
の、日、に、お
き、て、行
な、さ、れ、ま
す。)

目 次

- ◇ 告 示
被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（ 〃 ）
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示（中小企業課）
開発行為に関する工事の完了（四件）（都市計画課）
- ◇ 選管告示
政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 教委告示
定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 正 誤
平成七年十月三日付鳥取県告示第六百六十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百七十八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第一

項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五―一	平成六年七月一日
医療法人須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年八月一日

鳥取県告示第七百七十九号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五―一	平成六年六月三十日
須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年七月三十一日
田中歯科医院	気高郡気高町大字勝見六七三―四	平成七年十一月十六日

鳥取県告示第七百八十号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社ダイヤモンドシティ	鳥取グリーンシティ	鳥取市若葉台北六丁目外

鳥取県告示第七百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成七年八月八日 鳥取県指令鳥土維第五百十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市江津字下土居
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市川端一丁目一〇三
有限会社住宅センター

代表取締役 井上 勤

鳥取県告示第七百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成七年九月二十七日 鳥取県指令都計三一二第七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市古豊千字橋本
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都八王子市石川町二一六一三
東 早苗

鳥取県告示第七百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成七年九月二十七日 鳥取県指令都計三一二第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市古豊十字橋本

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市目久美町二八五―三

箕浦 祥夫

鳥取県告示第七百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第5項において準用する第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年三月十三日 鳥取県指令都計三一三第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字堀越字皿谷及び字皿谷口並びに大字門尾字皿谷、字皿谷口及び字

横山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本 美明

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
岩永尚之後援会	山上英明	中村 宏	鳥取市行徳二丁目四一三	平成七年十一月二十四日	その他の政治団体
長尾達也後援会	岡村英治	佐々木康子	米子市西三柳八一	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

	〃	〃	門脇威雄後援会	福留としひろ後援会	〃	〃	〃	鳥取県税理士政治連盟	自由民主党鳥取県第一選挙区支部	政治団体の名称
	〃	〃	〃	主たる事務所の所在地	〃	〃	〃	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	異動事項
	門脇泰成	〃	米子市富益町一九二二	西伯郡大山町福尾五三三	植田儀重	山田悌次	岩井清	倉吉市上神二五三	鳥取市若桜町三五	新
	上田妙子	〃	米子市富益町一一二三一一	西伯郡大山町国信五四四	橋本達男	山崎安造	中尾直昭	鳥取市富安一丁目六一	鳥取市西町一丁目一二六	旧
	〃	〃	平成七年十一月二十七日	平成七年十一月九日	〃	〃	〃	平成七年十一月一日	平成七年十一月七日	届出年月日
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	その他の政治団体	政党の支部	備考

鳥取県選挙管理委員会告示第四百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

竹田哲男後援会	瀬尾学	朝倉一郎	東伯郡関金町大字泰久寺六六三	平成七年十一月二十日	その他の政治団体
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考

鳥取県選挙管理委員会告示第五百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成七年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

◎その他の政治団体	
期間	平成5年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称	竹田哲男後援会
報告年月日	平成7年11月20日 (平成6年12月31日解散)
収入・支出の総額	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円
期間 平成6年1月1日～同年12月31日	
政治団体の名称 竹田哲男後援会	
報告年月日	平成7年11月20日 (平成6年12月31日解散)
収入・支出の総額	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十一号

定例教委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年十二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

- 一 日時 平成七年十二月十九日(火) 午前十一時
- 二 場所 倉吉市上井町一丁目九一五 レストラン富士
- 三 議題
 - 1 平成八年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について
 - 2 その他

正 誤

平成七年十月三日付鳥取県告示第六百六十六号(保安施設地区の指定予定について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 九
 段 上
 行 六
 誤 字小場
 正 字小場